

ジャパン・インターナショナル 【留学案内】 条件書

[重要です。お申し込みの前に必ずお読みください]

第1条
当社は、ジャパン・インターナショナル株式会社（以下「当社」といいます。）の企画する「留学案内」
（以下「当案内」といいます。）及び当案内に添付される各種サービスに關して定めるものとします。第1条の
規定に基づきお申し込みを行った「留学案内」は「申込書」といいます。1は当案内の内容を承認
のうえ申し込みを行ったものとします。

第2条
当案内は、申込書に代わって希望留学への入学に必要な手続等を行ったり、申込書に關して留
学に必要な情報提供等を行うことを目的とします。従って、留学への合格や留学先での課程修
了等を負うものではありません。申込者はあくまで本人の責任において行動する必要があると
します。

第3条
申込者が記入・捺印した所定の申込書を提出し、かつ申込書に規定する申込金を入金し、当社が
これを審査し、必要の情報を提供した後に、契約が成立したものとみなします。申込書は捺印され
たものであればファクシミリでも受け付けますが、後日必ず原本をご提出ください。なお、電話に
よる予約は一切受け付けません。

第4条
申込者は、当案内に基づき当案内への申し込みが完了した場合でも、次に規定する事由に該当する
ときは、当該申し込みを撤回する場合があります。

- (1)申込者が未成年であり、親権者（保護者）の同意を得ていない場合。
- (2)申込者の過去の犯罪歴又は過去の心身の健康状態などが、留学に不適切であると判断した
場合。
- (3)学業成績などについて、申込者が留学に満たない条件を満たしていないと判断した場合。
- (4)申込者の希望する留学先が入学不可能であるなど、留学の可能性が明らかでない場合と
判断した場合。
- (5)所定の期間までに留学手続き費等の返還がつかない場合と判断した場合。
- (6)その他、当社が不適切であると判断する正当な事由があると判断した場合。

第5条
申込者は、本人の責任において、必要な期間までに留学期間中有効な旅券を準備する義務があり
ます。また、在日外国人入国などで出発前に帰国日まで有効な在日入国許可を持っておく必要があ
る場合は、ご自分で事前に準備下さい。

第6条
当案内により提供される各種サービスの範囲は次の通りです。

- (1)入学手続き
申込者が希望する留学先への入学手続きを代行致します。ただし、申込者の希望留学先への
合格や留学先での修業終了その他を申込者に対して保証するものではありません。
- (2)滞在費等の代金
留学先が指定したホームステイ、寮、アパート等、留学中の滞在費等への申し込み手続きを
代行致します。ただし、留学先に滞在費等がない場合、申込者が希望しない場合は除きます。
なお、出発日より前には滞在費等の住所等がわからない場合、ひとつの家計に複数の留学生
が滞在するホームステイ先などもあります。また、申込者の責任によらない事由により滞在先が
確保できない場合は、当社はその責任を一切負いません。
- (3)留学費用等の支払
留学費用の留学先学校等への支払手続きを代行致します。申込者は、所定の納付期日まで
に、当社より指定された金額を指定された口座に振り込む必要があります。授業料・滞在費・
その他費用は事前送金をお願いします。
- (4)海外旅行代理
海外留学先確保有資格者加入の手続きを代行致します。留学先の学校等又は一部の国では、
留学先の保険加入を義務付けている場合がございましてご注意下さい。なお、保険料は
別途金となります。
- (5)オリエンテーション
留学のための準備、留学先での生活に必要な予備知識や注意事項などについてのオリエン
テーションや申込者の相談に際するカウンセリングを行います。また、留学中の緊急事態に
際しても、日本語の電話等によるアドバイスを行います。
- (6)留学中の連絡代行
留学中の申込者と日本のご家族との連絡を代行致します。随時申込者と連絡を取り、その
状況等をご家族にご報告致します。ただし、申込者又はご家族の都合により、通常の手段を
用いて連絡が不可能な場合はこの限りではありません。

第7条
当案内は、添乗員や同行スタッフはおおません。また、個人情報保護のため原則として他の申込
者をご紹介することは致しません。

第8条
申込書に關しては、必要事項を記入し、申込書に規定する期日までに必ず郵送するものとします。

第9条
申込者が当社に支払う諸費用は次の通りです。

- (1)申込金
申込金は原則として50,000円とし、申込者は申込書を提出直後に当社にこれを支払う
ものとします。申込金は最初の留学費用の一部として充当されますが、当社の責任によらない
事由による場合は返還されません。ご注意下さい。
- (2)代行手数料
代行手数料は、代行内容により前記に定める料金に基づき算出され、申込者は指定された期日
までに当社にこれを支払うものとします。
- (3)留学費用
留学先学校での授業料および入学、ホームステイ、寮などの留学先学校が指定する滞在費、
滞在費（食事料）などの費用（以下「留学費用」といいます。）です。これらについて、留学先学校
の請求に基づき算出され、当社より申込者に請求致します。申込者は指定された期日までに

当社にこれを支払うものとします。なお、留学費用については、学校・滞在費等の他、交通費
の半額により、手戻金に充当される場合があります。

- (4)保証金
申込書又は日本のご家族からのクレジットにより当案内を行う場合の費用です。申込者は
1回あたり50,000円を当社に支払うものとします。
- (5)その他費用
ビザ申請の代行、必要書類の翻訳・タイプ等は当案内のサービスには含まれておりませんが、
申込者の希望によって、費用を算出し対応する場合があります。

第10条
申込者の都合による希望留学条件（留学先、研修の内容、留学期間、留学出発等）の変更につ
いては、必ず文書にてお申し出下さい。この場合、変更手数料10,000円及び変更に伴う実費が必要と
なります。ただし、申込者の責任によらない事由により留学不能となった申込者が、希望留学条件を
変更し再度手続きを申請する場合は変更に伴う実費のみとします。

第11条
申込者は、第9条及び第10条に定める諸費用を、当社の指示した指定期日までに支払うものと
します。当該指定期日に申込者からの入金確認ができない場合は、留学手続きが停止される場合や
留学出発までに留学手続きが完了しない場合がありますのでご注意下さい。また、当社の責任によ
らない事由により研修費用の変更が発生した場合は、申込者は、当社の指示に従い必要な差額を支
払う必要があります。なお、当社より研修費で請求した申込者により支払われた諸費用については、そ
の範囲がわかり次第、返金致します。

第12条
当案内へのお申し込み後、申込者が留学手続きの取消を希望する場合は、必ず文書によるお申
出下さい。当社は申請期日より申込者に対し必要な返金の手続きを行います。この場合、申込
者への返金の返金手数料は、申込者の責任となります。また、留学先から要求されるキャンセル料
等の損失は申込者に帰属します。

- (1)申込みから10日以内の取消については、申込金及び入学申請等にかかる費用で取消し
できない場合は返金できません。
- (2)申込みから11日以降の取消については、返金は一切できません。

第13条
指定期日までに申込者による入金や必要書類の提出がない場合など、当社の責任によらない事由
により各種手続きができない場合は、申込者が支払済の費用等の返金は一切行いません。また、そ
の期日に対して発生するキャンセル料などの費用および損失は、申込者に帰属し、当社からの請求
に応じて申込者はその費用を別途支払う必要があります。

第14条
次に掲げる事由があるときは、当社は催告後この条件に基き契約を解除できるものとします。こ
の場合、申込者が支払済の費用等の返金は一切行いません。また、期日より発生するキャンセル
料などの費用および損失は、申込者に帰属し、当社からの請求に応じて申込者はその費用を別途
支払う必要があります。

- (1)指定期日までに第9条に定める必要書類の提出が申込者からない場合。
- (2)指定期日までに第9条及び第10条に規定する諸費用の支払がない場合。
- (3)申込者の所在地が不明、もしくは1ヶ月以上連絡不能の場合。
- (4)申込者が当社に提出した各種情報の内容に、虚偽または重大な誤謬が発見した場合。
- (5)その他当社がやむを得ない事由を認めた場合。

第15条
次に掲げるような当社の責任によらない事由による申込者の留学不能、希望留学先への入学不
可能、留学先での修業不能等について、当社はその責任を一切負いません。この場合、申込者
が支払済の費用等の返金は一切行いません。

- (1)申込先の学校、コースなどが定員を満了しており、申込者の入学が不可能な場合。
- (2)申込先の滞在施設が定員を満了しており、申込者の利用が不可能な場合。
- (3)申込先の学校、滞在施設などの受入機関の都合により、内容が急遽変更になった場合。
- (4)申込者又は留学先の事由により、入学許可が期日より前に取り消され、申込者が出席できない場合。
- (5)留学先の入学許可書等に申込者の記載が正しくないため、申込者への入学許可が取り消され、
申込者のパスポート・ビザなどの不備により、滞欧先国に入学許可が取り消された場合。
- (6)申込者がパスポート・ビザなどの不備により、滞欧先国に入学許可が取り消された場合。
- (7)申込者本人が手配・手続等を行った案件につき不都合が生じた場合。
- (8)申込者が、滞欧後、法令・公序良俗など滞欧先の責任を問われる場合。
- (9)申込者が、滞欧後、申込者自身の故意又は不法行為、或いは犯罪・スポーツ等が原因の事故
に遭遇した場合。
- (10)天災、地震、戦乱、伝染病、暴動、テロ、政府公使館等の指令など、当社の不可
力による場合。
- (11)その他滞欧中に生じた一切のトラブル。

第16条
申込者が、当社の責任によらない事由により何らかの損害を受けた場合、当社はその責任を一切負
いません。

第17条
当社は、留学先学校等から寄せられる最新資料を基に、留学先の情報を申込者に提供しますが、留
学先等の都合による内容の変更等に対する責任は一切負いません。

第18条
当案内に基づき契約の締結については、各地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条
当案内は、事情により無効なく変更することがあります。

第20条
当案内は、2009年4月1日以後に申込される契約に適用されます。

JAHAN INTERNATIONAL APPLICATION FORM ジャパン・インターナショナル 手続申込書

写真 3.5cm X 4.5cm (スナップ写真可)	ふりがな		姓		名	
	(漢字)		姓		名	
	(ローマ字) パスポートと 同じローマ字で		姓 (First)		名 (Family)	
	名 (Name)		姓 (First)		名 (Family)	
☐ 男 (Male) ☐ 女 (Female)		☐ 独身 (Single) ☐ 既婚 (Married)				
生年月日 (Date of Birth)		日 (Day)	月 (Month)	年 (Year)	年齢 (Age)	満 (Years)
国籍 (Nationality)		☐ 日本 (Japanese) ☐ その他 (Other)		旅券番号 (Passport No.) No.		
発行年月日 (Passport issued)		日 (Day)	月 (Month)	年 (Year)	有効期限 (Passport Expires) 日 (Day) 月 (Month) 年 (Year)	
現住所 (Present Address)		〒 - (国名) JAPAN				
HOME TEL		FAX		WORK TEL		
携帯 (Cellular phone)		Eメール (E-mail)				
学校・職業 ◆ School / Occupation						
☐ 中学生 (Jr. High School Student) ☐ 高校生 (Sr. High School Student) ☐ 専門学校生 (College Student)						
☐ 短大生 (Jr. College Student) ☐ 大学生 (University Student) ☐ 大学院生 (Graduate Student)						
学校名 (Name of your School)						
学年 (Year in school)						
☐ 会社員 (Company Employee) ☐ 主婦 (Housewife) ☐ その他 (Other)						
専攻 / 学部 (Major)						
英語学習歴 (Years of English Study)						
☐ TOEFL 点 ☐ TOEIC 点 ☐ IELTS 点						
☐ 英検 (English proficiency examination) ☐ その他 (Other)						
希望コース ◆ Course Required						
コース名 (Course Name)		コース期間 (Course Period)		期間 (Duration) 週 (Weeks)		
一日 (Full-time)		平日 (Part-time)				
開始日 (Start)		日 (Day)	月 (Month)	年 (Year)	終了日 (Finish) 日 (Day) 月 (Month) 年 (Year)	
目的 (Purpose)		☐ 外国語修得 (Learning foreign language) ☐ 生活様式を学ぶため (Learning about different cultures) ☐ その他 (Other)				

STOIK の無料バージョンで処理しました

www.stoik.mobi からのモバイルドキュメントスキャナ